一　昭和四十四年郵政省告示第三百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を削る。

二　昭和四十七年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を削る。

三　昭和五十年郵政省告示第四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）の一部を次のように改正する。

表一の項を次のように改める。

一	削除

四　昭和六十一年郵政省告示第二百七十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

五　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

七　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

八　平成十年郵政省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から九の項までを削る。

九　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項から四の項までを削る。

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

第二項の表一二の項及び一三の項を次のように改める。

一二	削除
一三	削除

十　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項及び一四の項を削る。

十一　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十二　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

十三　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

第一項の表五三の項を次のように改める。

五三	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

五五	削除

第一項の表五八の項を次のように改める。

五八	削除

十四　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項から七二の項までを削る。

第一項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

五二	削除